# 技術検証(PoC)契約

ゼログラビティシステムズ株式会社(以下「甲」という。)とギャラクシーフュージョン合同会社(以下「乙」という。)は、甲が保有するクォンタムシフト技術の、乙の事業における業務への導入可能性に関する検証に関して、技術検証契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### 第1条(目的)

本契約は、甲と乙が将来的に共同研究開発契約を締結することを視野に入れつつ、以下に定める対象技術を、対象用途に対して導入・適用することの可否を判断するため(以下「本検証遂行目的」という。)に行われる技術検証における甲乙の権利・義務関係を定める。

### 対象技術:

#### 対象用途:

#### 第2条(定義)

本契約において使用される次に掲げる用語は、次の各号に定める意味を有する。

- (1) 本検証:第1条に定める甲の技術の導入・適用に関する技術検証をいい、具体的な作業 内容は別紙1で定める。
- (2) 対象データ:本検証に用いられる別紙2記載のデータをいう。
- (3) 本報告書:甲が乙に提供する、本検証に関する報告書をいう。
- (4) 知的財産:発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの(発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性があるものを含む。)及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。
- (5) 知的財産権:特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令により定められた権利(特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。)をいう。
- (6) 個人情報等:個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)に定める個人情報(同法2条1項)、匿名加工情報(同法2条6項)及び個人データ(同法13条6項)をいう。
- (7) 書面等:書面及び甲乙が書面に代わるものとして別途合意した電磁的な方法をいう。

#### 第3条(本検証)

- 1. 乙は、甲に対し、本検証の実施を依頼し、甲はこれを引き受ける。
- 2. 乙は、甲に対し、対象データを本契約締結後10日以内に提供する。甲は、受領したデータを確認した上で、乙に対しその旨を速やかに通知する。
- 3. 甲は、前項の通知が乙に到達した後20日以内に、乙に対し、本報告書を提供する。
- 4. 本報告書の提出後、乙が、甲に対し、本報告書を確認した旨を通知した時又は乙が具体的な理由を明示して書面等で異議を述べることなく1週間が経過した時に、乙による本報告書の確認が完了したものみなす。本報告書の確認が完了した時点をもって、甲による本検証にかかる義務の履行は完了する。
- 5. 乙は、甲に対し、本報告書提出後1週間が経過するまでの間に前項の異議を述べた場合に 限り、本報告書の修正を求めることができる。
- 6. 前項に基づき、乙が本報告書の修正を求めた場合、甲は、速やかにこれを修正した本報告書を改めて提出し、乙は、再度それを確認する。再確認については、前二項を準用する。
- 7. 乙は、甲に対し、対象データを甲に提供することについて、正当な権限があること及びかかる 提供が法令に違反するものではないことを保証する。
- 8. 乙は、対象データの正確性、完全性、有効性、有用性及び安全性等について保証しない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
- 9. 乙が甲に対し提供を行った対象データの内容に誤り(別紙2所定のデータの項目や量を充足しない場合を含む。以下同じ。)があった場合又はかかる提供を遅延した場合、甲は、これら

- の誤り又は遅延によって生じた本検証の遅延又は本報告書の不適合等の結果について責任を負わない。
- 10. 甲は、対象データの正確性、完全性、有効性、有用性及び安全性等について、確認・検証の義務その他の責任を負うものではない。

#### 第4条(委託料及び費用)

- 1. 本検証の委託料は金500万円(消費税等別)とし、以下のとおり分割し、甲が指定する金融機関の口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。
  - (1) 本契約締結後10日以内 金250万円(消費税等別)
  - (2) 本報告書の乙による確認の完了日から1か月以内 金250万円(消費税等別)
- 2. 前項において、乙が甲に対する金銭債務の履行を遅延した場合は、甲に対して、法定利率の割合による遅延利息を支払う。

### 第5条(甲の義務)

- 1. 甲は、善良な管理者の注意をもって本検証を遂行する義務を負う。ただし、前条第1号に定める委託料の支払を受けるまでは、甲は本検証に着手する義務を負わず、また本契約を遂行しなかったことによる責めを負わない。
- 2. 甲は、本検証に基づく何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではない。

#### 第6条(共同研究開発契約の締結)

- 1. 甲及び乙は、本検証が対象技術を対象用途に対して導入・適用することの可否の判断を目 的とするものであることに鑑み、その実効性が確認された場合には、共同研究開発への移行 の決定に向けて速やかに協議を開始する。
- 2. 乙は、本報告書の確認の完了日から2か月以内に、甲に対して共同研究開発に進むか否かの検討結果を通知する。

### 第7条(乙が甲に提供する資料等)

乙は、甲に対し、本検証に合理的に必要なものとして甲が要求し、乙が合意した資料、機器及び設備等(以下「資料等」という。)の提供、開示及び貸与等を行う。

#### 第8条(対象データ等の管理)

- 1. 甲は、対象データ及び資料等(以下「対象データ等」という。)を、善良な管理者の注意をもって管理、保管し、乙の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。
- 2. 甲は、対象データ等について、事前に乙から書面等による承諾を得ずに、本検証遂行目的 以外の目的で使用、複製及び改変してはならず、本検証遂行目的に合理的に必要となる範 囲でのみ、使用、複製及び改変できる。
- 3. 甲は、対象データ等を、本検証遂行のために知る必要のある自己の役員及び従業員に限り 開示等することができ、この場合、本条に基づき甲が負担する義務と同等の義務を、開示等 を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課さなければならない。
- 4. 甲は、対象データ等のうち、法令の定めに基づき開示等すべき情報を、可能な限り事前に乙に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示等することができる。
- 5. 本検証の完了後、乙が甲に対し、第6条に基づき、共同研究開発契約を締結しない旨を通知した場合又は乙の指示があった場合、甲は、乙の指示に従って、対象データ等(複製物及び同一性を有する改変物を含む。)が記録された媒体を破棄又は返還し、かつ、甲が管理する一切の電磁的記録媒体から削除する。なお、乙は甲に対し、対象データ等の破棄又は削除について証明する文書の提出を求めることができる。
- 6. 甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、こによる対象データ等の提供は、この知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 7. 本条の規定は、前項を除き、本契約が終了した日より3年間有効に存続する。

#### 第9条(秘密情報)

1. 甲及び乙は、秘密情報について、本検証以外の目的に使用してはならず、第三者に開示又

は漏洩してはならない。

- 2. 甲及び乙は、秘密情報を本契約の遂行上必要のある自己の役職員等、又は弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーであって、本契約において自己が負うのと同等の義務を課した者にのみ開示でき、かつ本検証以外の目的には使用させない。甲及び乙は、本項に定められた者に対して秘密情報を開示した場合、その義務の履行につき一切の責任を負
- 3. 第1項にかかわらず、甲及び乙は、法令、裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他規制権限を有する公的機関の裁判、規則又は命令に基づき、秘密情報の開示を求められた場合には、次の各号の措置を講じることで、必要最小限度の範囲において秘密情報を開示することができる。
  - (1) 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること。
  - (2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
  - (3) 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること。
  - (4) 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続をとることができる場合は、相手方とあらかじめ協議の上当該手続をとること。
- 4. 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的のために必要な範囲を超えて複写又は複製してはならず、複写・複製物は秘密情報に含まれる。
- 5. 甲及び乙は、本契約の解除、解約その他の事由により本契約が終了した場合、相手方の指示に従い秘密情報(複写・複製物を含む。)を速やかに返還又は廃棄する。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法によらなければならない。
- 6. 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、次項に規定する秘密保持義務及び目的外使用禁止の義務の範囲を確認するためにのみ、資料等の写し1部を保持することができる。
- 7. 甲及び乙は、相手方が本条に違反して秘密情報の開示又は目的外使用をするおそれがある場合には、かかる開示又は目的外使用を差し止めることができる。

#### 第 10 条 (個人情報等)

- 1. 甲及び乙は、本検証の遂行に際して相手方より取扱いを委託された個人情報等を善良な管理者の注意義務をもって適切に管理し、他に開示、漏洩、又は公開してはならない。
- 2. 甲及び乙は、個人情報等について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受ける。
- 3. 個人情報等の提供及び返却等については、前条を準用する。
- 4. 甲及び乙は、本検証を遂行するために個人情報等を収集するときは、適法かつ公正な手段により取得する。

## 第 11 条 (本報告書等の知的財産)

- 1. 本報告書及び本検証遂行に伴い生じた知的財産権(著作権法27条及び28条の権利を含む。)は、乙又は第三者が従前から保有しているものを除き、甲に帰属する。
- 2. 甲は乙に対し、本検証遂行目的に必要な範囲に限り、乙自身が本報告書を使用、複製及び改変することを許諾する。
- 3. 乙は、自らの負担と責任により、本報告書の使用、複製及び改変、並びに当該複製等により作成された複製物等の使用等を行う。甲は、乙に対し、本契約で別段の定めがある場合又は甲の責に帰すべき事由がある場合を除いて、乙による本報告書の使用等により乙に生じた損害を賠償する責任を負わない。
- 4. 甲は、乙に対し、本契約に従った本報告書の利用について、著作者人格権を行使しない。

#### 第 12 条 (損害賠償)

- 1. 乙は、甲の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、甲に対して損害賠償を請求することができる。ただし、甲が乙に対して本契約に関して負担する損害賠償責任の範囲は債務不履行責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、乙に現実に発生した直接かつ通常の損害に限られ、逸失利益を含む特別損害は、甲の予見又は予見可能性の如何を問わず甲は責任を負わない。
- 2. 前項は、甲に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではない。

### 第 13 条 (解除)

- 1. 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
  - (1) 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
  - (2) 支払いの停止があった場合又は競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
  - (3) 電子交換所の取引停止処分を受けた場合
  - (4) 本報告書及び本検証遂行に伴い生じた知的財産権の有効性を争った場合
  - (5) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

### 第14条 (反社会的勢力の排除)

- 1. 甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
  - (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2. 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、反社会的勢力等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。
- 4. 甲及び乙は、前項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを 一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承する。

#### 第 **15** 条 (権利義務)

甲及び乙は、相手方の書面等による承諾なしに本契約により生じた権利義務(債権債務を含む。)の全部又は一部を、第三者に譲渡又は担保に供してはならない。

#### 第 16 条 (期間)

本契約は、本契約の締結日から6か月又は乙による本報告書の確認の完了日のいずれか早い日まで効力を有する。

#### 第 17 条 (存続条項)

本契約が期間満了又は解除により終了した場合であっても本契約第3条(本検証)第7項から第10項、第5条第2項(甲の義務)、第6条(共同研究開発契約の締結)、第8条(対象データ等の管

理)から第12条(損害賠償)、第15条(権利義務)、本条、第18条(準拠法及び管轄裁判所)及び 第19条(協議解決)の定めは有効に存続する。

## 第 18 条 (準拠法及び管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、月影地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 第 19 条 (協議解決)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈についての疑義が生じた場合、甲乙にて協議の上解決する。

(以下余白)

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名・押印の上、各自1通を保有する。

## 2024年10月1日

## (甲)

住 所 神奈川県川崎市無限町5-10-20 会社名 ゼログラビティシステムズ株式会社 代表者 宇宙 太郎

## (Z)

住 所 兵庫県神戸市星屑通り3-12-8 会社名 ギャラクシーフュージョン合同会社 代表者 彗星 美月

## (別紙1:本検証)

- (1) 作業体制(2) 作業内容及び役割分担(3) 検証期間

- (別紙2:対象データ)
- (1) データの概要 (2) データの項目 (3) データの量

- (4) データの提供形式